山形河川国道事務所公募型樹木採取公募説明書

【目的】

河川区域内の樹木は、洪水時に流れを阻害したり、倒れて流出し、橋梁、堰等に引っかかり洪水をせき上げるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

一方、樹木がある河川環境や景観も地域の財産の一つとなっており、それら環境や景観と河川管理を共存させていく必要があります。

このため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施しておりますが、多くの費用を要するため、全てを対処するまでには至っていない状況です。また、近年ハリエンジュ（ニセアカシヤ）のように繁殖力の強い外来種の繁茂がみられ、十分に処理ができていない実態です。

そこで、河川区域内の樹木について、公募により希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰っていただくことにより、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図っていくものです。

イ．公募に参加する者に必要な資格及び条件等

① 過去３年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条又は第７１条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 直近１年間の税を滞納している者でないこと。

⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ．手続き等

① 提出書類

公募説明書に添付の応募様式を提出期間中に提出して下さい。（郵送可、期間内に必着のこと）

＜提出書類取得方法＞

山形河川国道事務所のホームページから申し込み様式をダウンロード、もしくは山形河川国道事務所河川管理課及び対象箇所を管理している各出張所

にて配布します。

【山形河川国道事務所ホームページＵＲＬ】

https://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/

② 提出期間

令和８年１０月２３日（金） ～ 令和９年６月３０日（水）

受付時間：９：００～１７：００（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）

※一次〆切：令和８年１０月３０日（金） その後は随時受け付け。

※予定区画に達した時点で公募は終了となります。その際はホームページでお知らせしますのでご確認ください。

③ 提出先・問い合わせ先

東北地方整備局 山形河川国道事務所

【河川管理課】 〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目３番５５号

電話 ０２３－６８８－８９４２

【置賜流域治水出張所】 〒993-0002 長井市屋城町４－３９

電話 ０２３８－８８－２３１０

【寒河江出張所】 〒991-0043 寒河江市大字島字島東２３９

電話 ０２３７－８６－３０６９

ハ．採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施項目・実施工程・実行性・安全対策・地域性等）し、選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

ニ．採取区域と樹径等の情報（樹種：ヤナギ、ハリエンジュ、オニグルミなど）

別添図面（樹木等採取予定箇所図）のとおり

※各自現地を確認してください。

ホ．採取時期

令和８年１１月６日（金）～令和９年１２月２４日（金）まで【予定】

※ただし、生物等の生育環境保全や進入路整備等のため、採取期間が制限される場合があります。

ヘ．採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通法規の遵守等）の内容

盗難防止対策、猛暑・防寒対策、現場内の清潔の保持、隣接作業者との連絡調整、法令遵守

ト．河川管理者が必要に応じ実施する項目

・進入路整備（２ｔトラックによる搬出が可能となる程度）
・伐採未経験者への伐採作業講習会
・その他、河川管理者が伐採作業に必要と判断した整備や対応

チ．自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行います。

② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行います。

③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行って下さい。

また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応して下さい。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第１８条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第６７条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めます。

④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とします。

リ．許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第２５条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第１３条第１項に定める申請が必要となります。

なお、河川法第２５条の許可に際し、別紙にある条件が付されます。

※河川法 25 条の許可とは、「河川区域内の土地において河川の産出物を採取する際には河川管理者の許可を得なければならない」という法律です。

※河川法 25 条の許可により、営利目的での採取が可能となります。

ヌ．その他

① 伐採者が確定した後、伐採箇所を管理している各出張所において伐採作業における留意点等について説明会を行います。公募型樹木等採取に係る通知書

に添付されている採取区画について、必ず現地の状況を確認した上で、各出張所で行う説明会に参加して下さい。なお、説明会は平日を基本とし、通知書の送付後に調整させていただきます。

② 伐採箇所について、応募状況等により応募区域又は区画数などが必ずしも希望どおりとならない場合がありますのでご理解願います。

③ 応募者の状況等により募集区画以外の区画を追加する場合があります。

④ 保全樹木以外の樹木は、種類に関係なく全伐採を基本とします。

⑤ 伐採により発生する枝葉等についても持ち帰ることが出来ますが、搬出しない場合は、搬出しやすいように伐採区域内に集積して下さい。

⑥ 伐採した樹木及び機械器具類は、現地に仮置きすること無く、その都度河川敷から搬出して下さい。

⑦ 伐採未経験者も応募は可能です。なお、作業に不安を感じる応募者には、「伐採講習会」を開催します。

⑧ 採取を希望する河川産出物の種類又は使途を制限するものではありませんが、当該種類又は使途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の使途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合があります。

⑨ 伐採木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。

⑩ 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートにご協力ください。

別　紙

条　　件

第１条　許可を受けた者は、許可期間中は採取箇所の見やすい場所に、採取目的、採取面積、採取者名（法人にあってはその名称)、連絡先（電話番号は法人の場合に限る）を明記した許可標示板を掲示すること。

（※注）許可標示板の規格等については、担当区間の山形河川国道事務所各出張所長（以下「所長」という。）と協議の上、変更可とする。

第２条　許可を受けた者が、自らその内容を変更しようとするときは、当初の申請に準じて許可を受けること。

第３条　許可を受けた者は、次の各号に掲げる場合には、その事実の生じた日から１５日以内に届け出ること。

（１）住所又は氏名を変更したとき

（２）許可を受けた行為を廃止したとき

（３）天災その他のやむを得ない事由により許可を受けた目的を達することができなかったとき

第４条　許可を受けた者は、採取期間が満了したとき又は採取が取り消されたときは、所長の指示に従い３０日以内にその場所を原状に復し、所長の検査を受けること。

第５条　許可を受けた者は、作業に先立ち所長に作業計画書を提出し確認を受けること。また、採取に着手するときは、事前に別紙様式（１）を所長に届出し、かつ採取中は所長の指示により実施するとともに、完了の際は別紙様式（２）により速やかに報告し所長の確認を受けること。

第６条　許可を受けた者は、堤防・護岸等河川管理施設の現状に影響を及ぼさないように注意すると共に、その採取区域に異常が発生したとき、直ちに所長に報告すること。

第７条　許可を受けた者は、伐採区域内に営巣木を発見した場合は、伐採作業を中止するとともに直ちに所長に報告すること。

第８条　許可を受けた者が、堤防・護岸等の河川管理施設並びに第三者に損害を与えた場合は、自らの負担をもって原状に復旧し、又は、損害の賠償をすること。

第９条　河川工事その他公益のため必要があるときは、許可を取り消すことがある。

第 10 条　申請内容と大きく異なる行為をした場合、或いは作業中に事故が発生した場合は、許可を取り消すことがある。